

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日 (金) 第 603 号 の 12



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 (※)  
(警務課取扱い) 1
- 鹿児島県地方警察職員の扶養手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則 (※)  
(警務課取扱い) 2
- 鹿児島県地方警察職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (※)  
(警務課取扱い) 3
- 鹿児島県警察会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 (※)  
(警務課取扱い) 3

### 公 安 委 員 会 規 則

鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

#### 鹿児島県公安委員会規則第21号

鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則 (昭和46年鹿児島県公安委員会規則第6号) の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 条例第8条の3第2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、その特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日 (以下「指定日」という。)前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの
  - (2) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの
- 2 条例第8条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 前項第1号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が同号に規定する異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
  - (2) 前項第2号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から条例第4条第9項に規定する定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条の規

定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第 27 号。次項において「整備条例」という。）附則第 20 条の規定によりその例によることとされている附則第 7 条に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）に対するこの規則による改正後の鹿児島県地方警察職員の特勤手当等に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項第 2 号中「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第 27 号。以下「整備条例」という。）附則第 24 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条第 1 項若しくは第 2 項」と、同条第 2 項第 2 号中「条例第 4 条第 9 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「整備条例附則第 20 条の規定によりその例によることとされている附則第 7 条に規定する暫定再任用職員」とする。
- 3 改正後の規則第 5 条第 1 項第 2 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項若しくは第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項又は整備条例附則第 24 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 25 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が令和 7 年 4 月 1 日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。

.....

鹿児島県地方警察職員の扶養手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第 22 号

鹿児島県地方警察職員の扶養手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の扶養手当等の支給に関する規則（平成 2 年鹿児島県公安委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 1 条の 3 関係）

支 給 地 域			級 地		
埼 玉 県	さ い た ま 市	3	級	地	
千 葉 県	千 葉 市	3	級	地	
神 奈 川 県	川 崎 市	2	級	地	
福 岡 県	太 宰 府 市	5	級	地	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
(令和 10 年 3 月 31 日までの間における地域手当)
- 2 令和 10 年 3 月 31 日までの間における鹿児島県地方警察職員の扶養手当等の支給に関する規則第 1 条の 3 第 2 項に定める地域及び級地は、この規則による改正後の規則第 1 条の 3 第 2 項の規定にかかわらず、附則別表に掲げる地域及び級地とする。
- 3 地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、地域手当の割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。
  - (1) 20パーセント級地 100分の20
  - (2) 16パーセント級地 100分の16
  - (3) 15パーセント級地 100分の15
  - (4) 14パーセント級地 100分の14

- (5) 13パーセント級地 100分の13
- (6) 12パーセント級地 100分の12
- (7) 11パーセント級地 100分の11
- (8) 10パーセント級地 100分の10
- (9) 9パーセント級地 100分の9
- (10) 8パーセント級地 100分の8
- (11) 7パーセント級地 100分の7
- (12) 6パーセント級地 100分の6
- (13) 5パーセント級地 100分の5
- (14) 4パーセント級地 100分の4
- (15) 3パーセント級地 100分の3
- (16) 2パーセント級地 100分の2
- (17) 1パーセント級地 100分の1

附則別表（附則第2項関係）

支 給 地 域				級 地
埼 玉 県	さいたま市			14パーセント級地
千 葉 県	千葉市			14パーセント級地
神 奈 川 県	川崎 市			16パーセント級地
福 岡 県	太宰府 市			5パーセント級地

鹿児島県地方警察職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第23号

鹿児島県地方警察職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第9条の4第3項第1号」を「第9条の4第3項」に改め、同条第2項を削る。

第3条の2を削る。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

第4条 条例第9条の4第3項第1号の公安委員会が人事委員会と協議して定める額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特別調整額規則別表第1に掲げる職 10,000円
- (2) 特別調整額規則別表第2に掲げる職 8,000円

2 条例第9条の4第3項第2号の公安委員会が人事委員会と協議して定める額は、次の各号に掲げる職の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特別調整額規則別表第1に掲げる職 5,000円
- (2) 特別調整額規則別表第2に掲げる職 4,000円

第5条 次に掲げる場合には、条例第9条の4第2項の規定による管理職員特別勤務手当は支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 条例第9条の4第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
- (2) 条例第9条の4第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

鹿児島県警察会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

#### 鹿児島県公安委員会規則第24号

鹿児島県警察会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県警察会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和 2 年鹿児島県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「次の各号に掲げる適用給料表の種類に応じて、当該各号に定める」を「高校卒の」に改め、同項各号を削る。

第 4 条中「前条第 1 項各号」を「前条第 1 項」に改める。

第 11 条第 1 項中「職員給与条例」を「鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和 26 年鹿児島県条例第 13 号。以下「職員給与条例」という。）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

経 験 年 数 換 算 表

経 歴		換 算 率
国，地方公共団体，旧公共企業体，政府関係機関，外国政府又は民間における企業体，団体等の職員等としての在職期間	会計年度任用職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$
	その他の期間	$\frac{100}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間	会計年度任用職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{25}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は $\frac{50}{100}$ 以下）

附 則

この規則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。